

入札説明書

件名「令和3年度に横浜市風力発電所で発電する電力の売却」

(令和2年12月4日公告分)

横浜市環境創造局環境保全部環境エネルギー課

「令和3年度に横浜市風力発電所で発電する電力の売却」に係る入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によります。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和3年度に横浜市風力発電所で発電する電力の売却
- (2) 予定売却電力量
2,300,000 kWh
- (3) 電力の特質等
電力売却仕様書（別紙）のとおり
- (4) 履行期間
令和3年4月1日0時から令和4年3月31日24時まで
- (5) 履行場所
横浜市神奈川区鈴繁町8-1 横浜市風力発電所
- (6) 入札方法
この入札は、予定売却電力量に1kWh当たりの単価を乗じた、総価により行います。

2 入札参加資格

当該入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たしていなければなりません。

- (1) 横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）第3条第1項に掲げる者でないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「電力・都市ガス」に登録されている者であること。
- (3) 横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく一般競争参加停止及び指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けた者であること。

3 入札参加の手続等

- (1) 入札に参加するための事前の入札参加申請手続きは不要です。
- (2) 2に掲げる入札参加資格の確認は、開札後に資格を確認する必要があると認める者について行います。

4 仕様書等に関する質問

- (1) 方法
入札参加者は、本件仕様書等に質問があり回答を求める場合には、別紙様式による

質問書を令和2年12月9日（水）午後5時（土曜日、日曜日及び祝日、年末年始の閉庁日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）までに、直接持参するか、又は郵送しなければなりません。また、郵送した日に4(2)の部課に電話連絡しなければなりません（休日等を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

(2) 質問書の提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市環境創造局環境保全部環境エネルギー課（横浜市庁舎23階）
電話 045(671)2681（直通）

(3) 回答

本件仕様書等に関する質問があった場合は、令和2年12月15日（火）午後5時までに、横浜市ホームページ上に回答を掲載します。

[\(https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2021/denryoku/\)](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/nyusatsu/kakukukyoku/2021/denryoku/)

併せて環境創造局環境保全部環境エネルギー課において文書により閲覧に供します。

(4) その他

入札後、当該仕様書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

5 入札及び開札

(1) 入札方法は、入札参加者が別紙様式による入札書類を入札時に持参するか、又は郵送することにより行います。

ア 持参による場合

以下に示す入札及び開札の日時及び会場に、入札書及び入札金額計算書を持参しなければなりません。

日時 令和2年12月21日（月）午後2時

会場 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎23階 共用会議室23-N3

イ 郵送による場合

書留郵便によるものとします。書留郵便は二重封筒とし、別紙様式による入札書及び入札金額計算書の中封筒に入れ密封の上、中封筒には氏名等、外封筒には件名及び開札日とともに「入札書在中」と朱書し、以下に示す期限必着で郵送しなければなりません。また、郵送した日に4(2)の部課に電話連絡しなければなりません（休日等を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。

期限 令和2年12月18日（金）午後5時（必着）

郵送先 4(2)に同じ

6 入札書の作成等

(1) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に

限ります。

- (2) 入札参加者は、一切の諸経費を含めた契約希望金額を見積もらなければなりません。入札書には、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載しなければなりません。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 10 パーセントを加算した金額（契約希望金額）を落札価額とします。
- (3) 入札金額は、別紙入札金額計算書に基づく計算を根拠としなければなりません。入札金額計算書は入札書に添付して提出するものとします。
- (4) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合には、当該訂正部分について押印をしなければなりません。ただし、入札金額を訂正する場合は、入札書を再作成しなければなりません。
- (5) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

7 入札及び開札における注意事項

(1) 入札

ア 入札参加者は、遅刻した場合には、入札に参加できません。

イ 入札参加者は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができません。

ウ 入札参加者は、入札及び開札がすべて終了するまでの間、横浜市長が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札会場を退場することができません。

エ 入札会場には、入札参加者又は入札関係職員以外の者は入場することができません。

オ 入札会場において、公正な競争の執行を妨げ若しくは妨げようとした者又は公正な価格を害し若しくは談合をした者は、当該会場から退去させます。

(2) 開札

開札は入札参加者が出席して行います。入札参加者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行います。

(3) 再度入札

開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格以上の入札がないときは、直ちに再度の入札を行います。

なお、再度入札の回数は 1 回とします。

(4) 入札の中止

横浜市長は、入札参加者が談合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがあります。

(5) 入札の辞退

入札参加者は、入札書を投函するまでは、次の方法により、入札を辞退することが

できます。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札参加資格の確認等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

ア 入札執行中

入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出しなければなりません。

(6) 入札の無効

次の入札は無効とします。

ア 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

イ 2に定める入札参加資格を満たさない者が行った入札

ウ 前各号に定めるもののほか、この入札説明書に定める方法によらない入札

8 落札者の決定

- (1) 横浜市契約規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者について、本契約に定める入札参加資格を満たすものであるかを令和元・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿及び経済産業省資源エネルギー庁登録小売電気事業者一覧により確認します。当該入札者が本契約の入札参加資格を満たすものであることを確認した場合にはその者を落札者とし、入札参加者にその旨を通知します。
- (2) 当該入札者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合には、その者の入札を無効とします。この場合、予定価格以上の価格をもって入札した他の者のうち最高の価格をもって入札した者について入札参加資格の確認を行います。以後同様の手続きを繰り返します。
- (3) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。くじを引く順番はじゃんけんで勝った順とします。
- (4) (3)の同価の入札をした者のうち、開札に出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない本市職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定します。

9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は免除します。
- (2) 契約保証金は要求することとし、買受代金額の100分の15以上とします。

10 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、横浜市が別途定める様式により、契約の相手方と契約書を取り交わします。
- (2) 横浜市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印したときに、本契約は確定しま

す。

- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

11 契約金の支払方法

- (1) 前金払
行いません。
- (2) 契約金の支払方法
仕様書によります。

12 契約の条件

- (1) この契約は、令和3年度横浜市各会計予算が令和3年3月31日までに横浜市議会において可決された上、同年4月1日以降に契約書を交換することによって確定します。

13 その他

- (1) 当該入札参加者及び当該契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担します。
- (2) 契約手続に関するの問合せ先
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市環境創造局環境保全部環境エネルギー課（横浜市庁舎23階）
電話 045(671)2681（直通）
- (3) 入札説明書を入手した者は、これを当該入札以外の目的で使用できません。